

福島復興大型石炭ガス化複合発電設備実証計画  
(広野) 計画段階環境配慮書に対する知事意見

1 総括的事項について

(1) 本事業においては、狭隘な発電所敷地内において先進的な発電方法である石炭ガス化複合発電（以下「IGCC」という。）を採用した発電所を設置するものであり、当県の経済復興や雇用回復・創出に資する等のため2020年代当初に実証のための運転を開始する計画であるが、当該計画の推進により環境影響評価が形骸化することなく、環境影響評価法の求める趣旨及び目的に則した手続きを実施すること。

なお、環境影響評価方法書以降の図書の作成に当たっては、下記の内容を十分に踏まえて検討するとともに、必要に応じて関係機関と協議すること。

(2) 環境影響評価を行う際は、可能な限り予測し得る最大リスクを考慮するとともに、文献値、IGCC設備設置予定地周辺の開発計画等については最新データを使用すること。

2 大気質について

(1) 計画段階配慮事項についての検討に当たっては、発電設備等の構造等に関する複数案を適切に示すものとされており、今回は煙突高さを80mと100mとする2案が複数案として設定されているが、IGCC設備設置予定地周辺の地形・気象等に係るデータを最大限活用することで、当該複数案については大気におけるばい煙の拡散状況等について丁寧に記載すること。

(2) 地球温暖化対策としてIGCCを採用しているが、石炭を燃料として使用する火力発電所であることから、天然ガス等を燃料とした発電所から比べると発熱量当たりの二酸化炭素の排出量が多い。

また、二酸化炭素を削減するための措置としては、CCS（二酸化炭素回収・貯留）を含めた現有の技術を十分に活用し、二酸化炭素の削減対策として最良なもの導入について検討するとともに、その検討した経緯及びその結果を記載すること。

なお、石炭粉じん、粉じん等について環境影響評価項目に追加しない理由を丁寧にとりまとめるとともに、IGCCを採用したことで得られた温室効果ガスの削減効果を明確に公表等するために、温室効果ガスについては環境影響評価項目に追加するとともに、事後調査を行うこと。

(3) 工作物の存在及び供用における大気質についての調査、予測及び評価を行い、環境影響の回避、低減について検討すること。また、排ガスの拡散予測結果における最大着地濃度地点及び最大着地濃度、寄与濃度分布を丁寧に記載すること。

### 3 水質について

(1) 工事の実施、工作物の存在及び供用における排水（ガス精製工程からの排水の処理水、工事中の濁水、生活系排水等を含む）の処理工程及び処理前後の水質・水量等について記載すること。

(2) 温排水による影響評価は、藻場や海岸動物の生息地等の情報と重ね合わせるための極めて重要な根拠を示すものであるので、実際の海水温の変動等を考慮しつつ、丁寧に行うこと。

また、温排水の拡散図においては、1℃以上上昇域、2℃以上上昇域についても記載するとともに、理解しやすい縮尺の設定を工夫すること。

なお、他発電所からの温排水の影響がある場合は、当該拡散図における当該他発電所からの温排水に係る排出状況等の条件設定の内容、及び当該条件を設定した理由を分かり易く記載すること。

### 4 動植物等について

浜通りでは貴重な藻場等が、I G C C設備設置予定地周辺の海域に存在するので、海域における動物、植物、生態系等を環境影響評価項目に追加するとともに、事後調査を行うこと。

また、同様に工事の実施における動物・植物・生態系への影響を環境影響評価項目に追加するとともに、事後調査を行うこと。

### 5 廃棄物等について

既存の屋外タンクを撤去した跡地にI G C C設備を新設することから、金属くず、がれき類等の建設系産業廃棄物の排出を伴うので、当該屋外タンクの撤去工事期間及び本事業の工事期間を記載するとともに、必要に応じて工事の実施における廃棄物等（残土含む）について環境影響評価項目に追加すること。